第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（再イ）第５５号

川崎市高津区久本２丁目４番５号　溝ノ口寮404―１

再生債務者　弓　　智宏

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年11月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月24日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（再イ）第４３号

相模原市南区大野台７丁目13番14号

再生債務者　横田　　明

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年11月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月22日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（再イ）第２号

鳥取県倉吉市西倉吉町475番地８

再生債務者　大西　竜一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年11月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月24日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（再イ）第１２号

北海道苫小牧市住吉町２丁目９番20号

再生債務者　中塚　隆行

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年11月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月24日

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（再イ）第２号

福島県西白河郡西郷村大字鶴生字山田窪66番地

再生債務者　小林　瑞樹

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年11月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月24日

福島地方裁判所白河支部再生係

平成２９年（再イ）第３号

さいたま市桜区山久保１丁目17番25号104

再生債務者　原山　　忍

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月22日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１１号

香川県高松市香川町大野665番地１　クレディ・タケウチＤ202

再生債務者　佐藤　正幸

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年11月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月24日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第44号

平成29年11月20日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成29年12月７日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第Q1713号

２．名称　株式会社エルクエスト

３．住所　千葉県富里市大和741番地

４．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年12月７日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑯ハを次のとおり改める。

ハ　ウィンターパス　2017―2018

⑴　割引をする自動車

⑵に定める期間のうち連続する最大３日間に、⑷に定める適用区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

⑷　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次表のとおりとする。

なお、次表に掲げる各インターチェンジは、⑶に定める適用インターチェンジをいう。

適　用　区　間	料金の合計額	
	軽自動車等	普　通　車
Ａインターチェンジからａインターチェンジまでの往復	4,800円	6,000円
Ａインターチェンジからｂインターチェンジまでの往復	6,800円	8,500円
Ｂインターチェンジからａインターチェンジまでの往復	4,400円	5,500円
Ｂインターチェンジからｂインターチェンジまでの往復	6,400円	8,000円
Ｃインターチェンジからｄインターチェンジまでの往復	4,400円	5,500円
Ｃインターチェンジからｅインターチェンジまでの往復	5,200円	6,500円
Ｃインターチェンジからｆインターチェンジまでの往復	5,200円	6,500円
Ｃインターチェンジからｇインターチェンジまでの往復	6,800円	8,500円
Ｄインターチェンジからｄインターチェンジまでの往復	3,600円	4,500円
Ｄインターチェンジからｅインターチェンジまでの往復	4,400円	5,500円